

学校における働き方改革
厚岸町アクション・プラン

平成31年3月
厚岸町教育委員会

はじめに

現在、学校には、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指す学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要です。

しかしながら、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が、平成28年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」の結果では、

- ・ 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で2割、中学校で4割、高等学校で3割を超えている。

また、教頭に至っては、小・中学校とも7割、高等学校で6割を超え、特別支援学校では3割となっている。

- ・ 教頭については調査業務を含む「事務処理」の時間が最も長い。
- ・ 教諭については、土日における「部活動指導」の時間が長く、中学校では全国平均よりも長い。

等の課題が明らかになっています。

こうした状況を踏まえ、道教委は、道内の全ての学校において働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を作成しました。

これを受け、厚岸町教育委員会（以下「教育委員会」）におきましても、道教委が策定した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に基づき、「学校における働き方改革『厚岸町アクション・プラン』」（以下「アクション・プラン」）を策定しました。

今後においては、このアクション・プランの進捗状況について把握、検証したうえで、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めてまいります。

1 アクション・プランの性格

- (1) 本プランは、町内全ての町立学校（以下「学校」という。）が働き方改革を進めるために教育委員会が策定し、学校の取組を促すものである。
- (2) 本プランについては、今後の国や北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

2 取組の方向性

- (1) これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行する。
- (2) 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

3 教育委員会及び学校の役割

- (1) 教育委員会の役割
 - ① 学校における働き方改革を進めるための計画を作成する。
 - ② 地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。
- (2) 学校の役割
 - ① 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を関係機関と連携しながら主体的に推進する。
 - ② 「勤務時間」を意識した働き方を進め、教職員一人一人の意識改革を促進する。

4 アクション・プランの目標

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次の通り設定する。

1 週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする。

この目標を達成するため、教育委員会は進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努める。

また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととする。

【働き方改革を進めるため、平成32年度末に目指す指標】

- | | |
|---|-------|
| 1 部活動休養日を完全に実施（年間A（平日週1日52日＋週末週1日52日）＋B学校閉庁日9日（AとBの重複分を除く。）している部活動の割合 | …100% |
| 2 変形労働時間制を活用している学校の割合 | …100% |
| 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合 | …100% |
| 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合 | …100% |
- * 「部活動」とは運動部活動、文化部活動をいう。

5 アクション・プランの期間

取組期間は平成30年度から平成32年度までの3年間とする。

6 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながる。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならない、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要がある。

このため、学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改

革について、学校評価に明確に位置付けるなどするとともに、教育委員会においても、厚岸町PTA連合会、各学校PTA、各学校運営協議会などと連携しながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進める。

7 具体的な取組

教育委員会及び学校は、地域や学校の実情を踏まえ、優先順位を決めて、次の取組を行う。

action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 学校サポートスタッフの配置

- ① 各学校の特別支援教育の実情に応じ、特別支援学級支援員の増員を含め、より効果的・効率的な支援員の配置を進める。
- ② 学校図書に関する業務に加え、教員への授業支援や生徒指導に関する機能など、幅広い機能が期待できる学校司書の配置を進める。

(2) 業務の縮減に向けた取組の促進

- ① 教員一人一人に校務用パソコンを整備するとともに、校務支援システムを導入し、業務の効率化を図る。
- ② 給食費を無償化し、教職員による徴収・管理等の業務負担を軽減する。
- ③ 町立教育研究所の運営を見直し、合理化や効率化を図れるものについては積極的に改善する。

action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日の完全実施

教育委員会では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教師が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の完全

実施に向けた取組を進める。

① 部活動休養日の実施

ア 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。

休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等（以下「大会等」という。）の前で、やむを得ず活動を行う場合（中体連、中文連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合）は、代替の休養日を設ける。

イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

② 1日の活動時間

ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、中体連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合は、下記③のイの活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができる。

ただし、こうした取扱いをした場合であっても、成長期に当たる生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減に十分留意する。

なお、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を行わない。

③ 休養日の下限及び活動時間の上限

上記①及び②に掲げる原則（休養日～週2日以上（平日1日以上・週末1日以上）、活動時間～平日2時間程度・休業日3時間程度）の特例（大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合）を適用する場合は、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減の観点から、休養日の下限及び活動時間の上限は次のとおりとする。

ア 休養日の下限

- 学期中は、平日に週1日（年間52日）以上、週末又は祝日に月1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日（年間9日）を休養日とし、年間73日以上を休養日とする（週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

イ 活動時間の上限

- 1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。

④ 本道の地域特性による特例的な取扱い

積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、休養日及び活動時間は上記①及び②の基準を原則とするが、原則通り運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のような実施も考えられる。

ア 休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年間を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。

また、学校閉庁日は、その期間を休養日とすること。

イ 活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）が3時間程度となるように実施すること。

ただし、こうした実施の仕方の場合であっても、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、上記①及び②の基準と異なる休養日や活動時間の設定が常態化しないよう休養日や活動時間を設定する。

(2) 部活動指導へのサポート

- ① 学校や部活動の状況に応じて、部活動に協力していただける人材の確保に努めるとともに、生徒の引率も可能となる部活動指導員の配置を検討する。

(3) 複数顧問の効果的な活用

- ① 可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行うよう、学校に対して指導・助言を行う。

action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ① 月2回以上の「定時退勤日」を設定する。
- ② 年2回以上の「時間外勤務等縮減強化週間」を設定する。

(2) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ① 各学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定することとする。
- ② 管理職員だけでなく、学校の職員全体に対して勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、人事評価の面談において管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有化を図るとともに、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

(3) 長期休業中における「学校閉庁日」の設定

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定の期間の学校閉庁日を設定する。

① 実施目的

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため

② 設定期間

- ・ 8月15日前後の特定の3日間に設定することを基本とする（夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可）
- ・ 年末年始の休日は、全町一斉の学校閉庁日とする

③ 服務上の取扱等

- ・ 年休、夏休、振替等
- ・ 休暇取得を強制しない
- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要
- ・ 部活動休養日に設定

④ 保護者への周知

- ・ 道教委が示す通知文例を参考に、各学校が通知を保護者に発出

(4) 勤務時間を把握し、集計する方策の検討

① 勤務時間を把握し集計する方策について先進事例を参考にしながら検討する。

② 学校においては、勤務時間等を把握・記録した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進める。

(5) 管理職のマネジメント能力の養成

① 道教委が実施する各種研修の成果を積極的に実践に生かし、職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等のマネジメント能力の更なる向上に努めるよう促す。

(6) 教員と事務職員の役割分担の見直し

① 教員と事務職員の役割分担及び連携の在り方を見直し、業務の効率化を図る。

action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し

- ① 教育委員会が学校を対象として行う調査の廃止や縮小、他調査との統合などを進めるとともに、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組む。
- ② 各種届出や報告事項、帳簿類の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化を進める。
- ③ 民間団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼等について、出展する学校を分担するとともに、当該団体に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

(2) 勤務時間等の制度改善

- ① 4週の期間内での変形労働時間制、休憩時間に係る制度改正、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、道教委が進める制度改善を各学校が適切かつ積極的に活用するよう指導・助言を行う。

(3) メンタルヘルス対策の推進

- ① ストレスチェックを継続実施するとともに、メンタルヘルスに関する積極的な情報提供に努める。

(4) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ① 生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応が必要な事案等が発生した場合に、役場の関係課や道教委、児童相談所、警察などの関係機関と連携して対応するとともに、学識経験者や臨床心理士、弁護士、医師などで構成している「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の活用を検討する。

(5) 学校行事の精選・見直し

- ① 学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促す。

(6) 学校が作成する計画等の見直し

- ① 学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、文部科学省が行う予定の取組を参考としつつ、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ② 学校単位で作成される計画が、計画の内容や学校の実情に応じて、業務の適正化を図る観点や、計画の機能性を高め、カリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、可能な限り統合して作成されるよう、指導・助言を行う。

(7) 学校の組織運営に関する見直し

- ① 学校に設置されている様々な委員会について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用となるよう指導・助言を行う。